

木津川市観光パンフレット作成業務委託者選定 に係る公募型プロポーザル募集要項

1 実施方法

本公募型プロポーザルは、インバウンドに対応し、木津川市内各地の観光情報を、分かりやすく効果的に発信する木津川市の総合的な観光パンフレットを制作するにあたり、プロポーザル方式により企画提案を募集することで、最も適切な創造力、技術力、経験及び実績を持つ事業者と契約するものである。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名 木津川市観光パンフレット作成業務
- (2) 履行期間 契約日から平成30年9月30日（日）まで
- (3) 委託内容 別紙「木津川市観光パンフレット作成業務企画提案仕様書」のとおり

3 見積限度額

2, 669, 000円（税抜き）

4 委託業者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

5 応募資格

応募しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）内において、

本社または営業所等の営業拠点を有すること。

- (6) 過去5年以内に同種業務又は類似業務の作成実績を有していること。
- (7) 受託前後を問わず、木津川市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (8) 木津川市内（※）における打合せ等に出席が可能であること。

※主に木津川市役所での打合せとなるが、現地取材等の打合せを行う場合がある。

- (9) 電子メールでの情報の交換が可能であること。

6 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

7 参加申込手続方法等

（1）参加申込書の提出

参加希望者は、本実施要項に基づき参加申込書及び資料（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は応募資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

① 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）……正本1部・副本7部
※会社概要および会社概要パンフレットを添付のこと。
- イ 業務経歴書（様式2）……8部
- ウ 業務実施体制（様式3）……8部
- エ 配置予定者調書（様式4-1、4-2）……8部
- オ 過去に受託した観光パンフ等の完成品……各1部（1種類以上、3種類以内）

※提出書類は、1部ずつまとめてファイルに綴じて提出すること。ただしオに関しては、別途提出すること。

（2）参加申込書の提出期限等

提出期限 平成30年6月14日（木）午後5時必着

提出方法 郵送又は持参すること。（電子メール、FAXは不可）

※郵送で提出の場合は、書留等、記録が残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること。

提出先 木津川市マチオモイ部観光商工課観光まちづくり係

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-75-1216

担当者 小林、山口、西田

8 企画提案書等の提出方法等

(1) 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、木津川市観光パンフレット作成業務企画提案仕様書により企画提案書を作成し提出するものとする。

① 提出書類

ア 企画提案書（A4版様式任意 片面10枚以内）……各8部

（注1）企画提案書には、インバウンド対策としての対象国や言語を定めた理由など、当該パンフレット制作における企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン（表紙の紙面の見本）・各ページの展開案・デザイン案・多言語の対応ツールの内容・利用方法など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。なお、標題については、文字を記入すること。また、標題以外の文字面は、□又は○等の記号またはダミー文章で表すこと。

（注2）希望者には、企画提案書の作成にあたり、6月22日（金）以降、木津川市から次の資料をデータで貸し付ける。

【提供する資料】

- ・木津川市観光パンフレット（PDF形式）
- ・木津川あるきの便利帳（PDF形式）
- ・木津川市フォトコンテスト入賞写真（JPG形式）

イ 見積書（A4版様式任意）……正本1部・副本7部

（注1）本要項に基づき、見積金額（3で示す委託料の上限以内）を記入すること。

（注2）正本1部のみ契約権限者印を押し、副本7部は複写可とする。

(2) 企画提案書等の提出期限等

提出期限 平成30年7月2日（月）午後5時必着

（3）提出方法 持参（郵送、電子メール、FAXは不可）

（4）提出先 木津川市マチオモイ部観光商工課観光まちづくり係

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-75-1216

担当者 小林、山口、西田

9 8の（1）の企画提案書作成時の留意事項

- (1) 木津川市にはどんな観光スポットがあり、何を楽しめるのかという情報を、写真やイラストを多用することによって視覚的に紹介し、木津川市内の観光の訴求力向上に資するデザインとし、インバウンド対応及び現在の旅行者のニーズに沿う内容とすること。
※ 観光情報については、木津川市及び木津川市観光協会のホームページに掲載
- (2) 社名、代表者名、ロゴ、事業者名等の企画提案者を連想させる事項は一切記載しないこと。
- (3) 提出書類は、1部ずつまとめてファイルに綴じて作成し、封入のうえ提出すること。
- (4) 通しページ番号を記入すること。

10 質問の提出方法等

企画提案書提出に伴う本募集要項及び仕様書に係る質疑は、質問書(様式5)を提出すること。

- (1) 質疑の区分
 - ア 参加申込、参加資格の審査に関する質疑
 - イ 提案に関する質疑
- (2) 提出方法
電子メールで提出すること。その際、必ず送信の旨を電話にて担当まで連絡すること。
- (3) 質問書の提出期限
 - ア (1) アの質疑については、平成30年6月7日（木）正午を期限として受付ける。なお、質問書の受理についてはメールで通知する。
 - イ (1) イの質疑については、平成30年6月22日（金）正午を期限として受付ける。なお、質問書の受理についてはメールで通知する。
- (4) 質問への回答
 - ア (1) アの質問については、平成30年6月12日（火）までに市のホームページに掲載する。
 - イ (1) イの質問については、平成30年6月26日（火）までに市の

ホームページに掲載する。

なお、個別に回答は行わない。

1.1 審査

(1) 1次審査

6者以上から提案があった場合、提出書類による書類審査を行い、得点の高い順に上位5者までを2次審査の対象とする。

① 審査基準

別紙1-1 「審査項目①、②の評価基準」のとおり。

② 結果通知

平成30年6月18日(月)までに当該審査を実施した全事業者に対し、書面(普通郵便)にて通知を発送する。また、書面と併せて電子メールにて通知する。

③ 結果に関する問合せ

1次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について平成30年6月25日(月)午後5時までに書面(様式自由)にて説明を求めることができる。

(2) 2次審査

1次審査を通過した事業者(1次審査を実施しなかった場合は全参加申込み事業者。)に対し、2次審査としてプレゼンテーション審査を実施する。

① 実施日時等(予定)

平成30年7月20日(金)

※実施時間の詳細は、(1)②の通知に併せて電子メールにて通知する。

② 実施方法

各参加事業者の提案時間は15分以内とし、提出した提案書の内容を基に簡潔に説明すること。また、提出した企画提案書の範囲内で異なる様式の資料を投影することは認めるが、新たな資料の配付は認めない。

なお、説明は、配置予定者調書に記載された担当者が行うこととし、会場に入室できるのは説明者を含めた3名までとする。

③ 審査基準

別紙2 「審査項目③の評価基準及び評価点数」のとおり。

④ 結果通知

当該審査を実施した全事業者に対し、書面(普通郵便)にて通知する。

また、書面と併せて電子メールにて通知する。

通知日については、2次審査の際に通知する。

⑤ 結果に関する問合せ

2次審査により特定されなかった事業者は、審査結果について結果通知書記載の通知日から7日以内に書面（様式自由）にて説明を求めることができる。

⑥ その他

説明時はプロジェクターの使用を可とし、プロジェクター、スクリーン、パソコン及び配線等は木津川市が用意し、会場設営する。

OS Microsoft Windows 7

ソフト Microsoft Power Point 2010

（3）契約予定者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い企画提案者を受託候補者として選出する。ただし、評価点が同点の者が複数ある場合は、選定委員会で委員の多数決により選定する。企画提案者が単独の場合は、評価点の合計が満点の6割以上の場合、選定する。

1.2 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- （1）提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- （4）審査の公平性を害する行為があった場合
- （5）プレゼンテーションに欠席した場合
- （6）その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

1.3 契約に関する基本事項

（1）契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者と協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。協議が整わない場合、次点者と協議を行うこととする。

（2）支払方法

業務完了時の一括払いとする。

1 4 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書及び見積書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、木津川市に帰属する。
- (4) 企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は、全て提出者の負担とする。
- (5) 事業実施により完成した「木津川市観光パンフレット」のデータは、観光商工課にデジタルデータとして渡すものとし、成果品に関する一切の権利（原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権（翻訳権・翻案権・肖像権等）は、木津川市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、木津川市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (6) 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。
- (7) 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (8) 企画提案書は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (9) 企画提案書は、委託業者の選定を行うに当たり必要な範囲において複写することがある。
- (10) 業務内容は、採択された企画提案書の内容によるものとするが、木津川市との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (11) プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには一切回答しない。
- (13) 当該事業の実施にあたり、木津川市が所有する写真等のデータを契約者に貸与する場合がある。
- (14) 提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。

1 5 問合せ先

木津川市マチオモイ部観光商工課観光まちづくり係

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-75-1216

FAX 0774-75-2701

E-mail kanko@city.kizugawa.lg.jp

担当者 小林、山口、西田

スケジュール(予定)

平成30年6月1日(金)から	公募型プロポーザル告示（2週間）
平成30年6月14日(木)まで	(募集要項・仕様書の配布期間)
平成30年6月7日(木)	1次質問提出期限
平成30年6月12日(火)	1次質問回答
平成30年6月14日(木)	参加申請書の提出期限
平成30年6月15日(金)	1次審査（選定委員会） ※6者以上の参加申請があった場合
平成30年6月18日(月)まで	参加申請書審査結果通知の発送
平成30年6月22日(金)	2次質問書提出期限
平成30年6月26日(火)	2次質問回答
平成30年7月2日(月)	企画提案書の提出期限
平成30年7月13日(金)まで	プレゼンテーション参加決定通知
平成30年7月20日(金)	2次審査（選定委員会） プレゼンテーションの実施
平成30年7月下旬(予定)	企画提案者への結果通知
平成30年7月下旬(予定)	契約の締結
平成30年8月～9月	打ち合わせ～編集～校正
平成30年9月30日(日)	納品期限